

緊急事態発生時における対応要領

平成 19 年 3 月 14 日
学 長 裁 定

趣旨

この要領は、大学（学長ほか担当役員）が緊急事態発生時において迅速かつ的確に対応を行うために定めるものである。

緊急事態とは

地震、火災などの災害や山岳遭難等による重大な事態及び入試ミスにより合否判定が変更される場合など、大学（学長）として緊急に対応する必要がある社会的影響の大きな事件等をいう。

初動対応

初動対応としては、学長及び担当役員への情報の迅速な伝達と、大学としての迅速な意志決定がなにより重要である。

情報連絡の迅速化と情報の共有化

緊急事態を把握した教職員は、学長及び担当役員（理事及び副学長）に出来るだけ迅速に情報を伝達することが、なによりも重要である。（学部単独の事案であっても社会的影響が大きな場合には、迅速に学長及び担当役員へ情報を伝達する。）

第一報を受けた後は、担当役員を中心に詳細な状況を把握する。（危機管理担当理事、総務担当理事及び広報担当理事にも併行して情報を伝達する。）

特に事態が変化する場合、現場の教職員は、学長及び担当役員へ適時的確に情報を伝達する。

大学としての迅速な意志決定

学長及び役員等は、初動対応として下記事項について迅速な意志決定を行う。

（時間外に緊急事態が発生した場合は、学長・担当役員等関係者は、学内に集合する。継続的な対応が必要な場合は、学長を責任者として担当役員を中心とした対策本部を設置する。）

被害者等への対応

- ・災害等の場合は、被災（害）者等への救助をなによりも優先し、大学として全力で取り組む。

入試ミス等の場合は、対象者及び保護者等関係者への連絡を迅速に行う。（初動時において既に大学の責任が明確である場合は、保護者等に直ちに謝罪を行う。ただし、責任が明確でない場合には、慎重に対応する。）

必要な応急措置の迅速な実施

- ・ 二次災害の防止等事態の悪化を防ぐ応急措置について、迅速な意志決定を行い、直ちに実施する。

マスコミ等への対応

- ・ 記者発表が必要かどうか事態を把握し、必要な場合は、担当役員を中心に迅速な記者発表を行う。(入試ミス等の場合は、他学部における同種案件の調査を行う。他大学における同種案件の情報収集も併せて行う。)
- ・ 継続的な対応が必要な場合は、広報担当理事を通してマスコミ対応を行う。

関係機関への対応

- ・ 自治体等関係機関に対し迅速に連絡を行う。(文部科学省に対しては、総務課を窓口迅速な連絡を行う。)

事態が一定の収束をみた時点での対応

原因究明と関係者の処分

- ・ 原因究明のための調査委員会を設置し、必要があれば関係者の処分を行う。

損害賠償

- ・ 損害賠償が必要な場合は、賠償についての基本方針を早急に立案する。

再発防止策の策定

- ・ 原因究明を踏まえて再発防止策を策定する。